

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

訓 令 甲

○附属機関の役職に充てる職員に関する規程の一部を改正する訓令

(人事課)

一

告 示

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく

指定障害福祉サービス事業者の指定

(障害福祉課)

一

○地域森林計画の策定

(林業振興課)

一

○地域森林計画の変更

(同)

二

○道路の区域変更(二件)

(道路課)

二

○道路の供用開始(三件)

(同)

二

○二級河川高城川水系河川整備基本方針の公表

(河川課)

三

○二級河川津谷川水系河川整備基本方針の公表

(同)

三

○事務所の所在地等を確知できない宅地建物取引業者

(建築宅地課)

三

公 告

○平成二十七年自衛官候補生の募集

(市町村課)

三

収用委員会

○南貞山運河下増田事件審理の開始についての公示による通知

四

○南貞山運河下増田事件審理の開始

四

正 誤

○宮城県公報第二七二二号(平成二十八年一月五日付け)中

四

訓 令 甲

○宮城県訓令甲第一号

附属機関の役職に充てる職員に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年一月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

附属機関の役職に充てる職員に関する規程の一部を改正する訓令

附属機関の役職に充てる職員に関する規程(昭和五十九年宮城県訓令甲第九号)の一部を次のように改正する。

別表主要農作物品種審査会の項中

農林水産部次長(農林水産部長が指名するものに限る。)
古川農業試験場長

を

農林水産部次長(農林水産部長が指名するものに限る。)

に改める。

附 則

この訓令は、平成二十八年一月十二日から施行する。

告 示

○宮城県告示第八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十八年一月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
○四一一一〇〇二四一	ふあいん 岩沼市桜一丁目五番 三十三号	型 就労移行支援 就労継続支援B	株式会社ひよ こ会	平成二十八 年一月一日
○四一二三〇〇三九五	Hear ts 栗原市築館字上高森 四十九番地四	型 就労継続支援A	Hear ts 一般社団法人	平成二十八 年一月一日

○宮城県告示第九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第一項の規定により宮城南部地域森林計画を立てたので、同法第六条第七項の規定により次のとおり公表する。

平成二十八年一月十二日

一 地域森林計画の名称
宮城南部地域森林計画

二 縦覧場所
宮城県庁（農林水産部林業振興課）、宮城県大河原地方振興事務所及び宮城県仙台地方振興事務所

○宮城県告示第十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により宮城北部地域森林計画を変更したので、同法第六条第七項の規定により次のとおり公表する。

平成二十八年一月十二日

一 地域森林計画の名称
宮城北部地域森林計画変更計画

二 縦覧場所
宮城県庁（農林水産部林業振興課）、宮城県仙台地方振興事務所、宮城県北部地方振興事務所（栗原地域事務所を含む）、宮城県東部地方振興事務所（登米地域事務所を含む）及び宮城県気仙沼地方振興事務所

○宮城県告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十八年一月十二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年一月十二日

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 道路名 三九八号
- 三 道路の区域

変更の区間	変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
	A	七・一 一四・五	一、二六二・三	上記A、B

宮城県知事 村 井 嘉 浩

石巻市北上町十三浜字月浜一番一地从先から 同市北上町十三浜字立神七〇番一地从先まで	前 C	六・一 一九・〇	九三八・五	及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後 B	七・一 一九・五 一九・二	一、二六二・三 一、二六五・四	
	A	七・一 一四・五	一、二六二・三	
	C	—	—	

○宮城県告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十八年一月十二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年一月十二日

- 一 道路の種類 県道
- 二 道路名 釜谷大須雄勝線
- 三 道路の区域

変更の区間	変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
石巻市雄勝町大浜字大浜一番八地先から 同市雄勝町小島字和田一八番二地先まで	前 A	一一・五 三八・〇	三六六・〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後 A	一一・五 三八・〇	三六六・〇	
	B	二〇・〇 八九・〇	七八九・〇	

○宮城県告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十八年一月十二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年一月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道 釜谷大須雄 勝線		石巻市雄勝町大浜字大浜一番八地先から 同市雄勝町小島字和田一八番二地先まで	平成二十八年 一月十二日

○宮城県告示第十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十八年一月十二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年一月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 三九八号		石巻市北上町十三浜字月浜一番一地从先から 同市北上町十三浜字立神七〇番一地从先まで	平成二十八年 一月二十九日

○宮城県告示第十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十八年一月十二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所栗原地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年一月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道 田尻瀬峰線		栗原市瀬峰新堀一九二番一地从先から 同市瀬峰牛瀨前四五番地先まで	平成二十八年 一月二十二日

○宮城県告示第十六号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十六条第一項の規定に基づき、二級河川高城川水系河川整備基本方針を定めたので、同条第五項の規定により、宮城県庁（土木部河川課）、宮城県仙台土木事務所及び宮城県北部土木事務所においてこれを公表する。

平成二十八年一月十二日

○宮城県告示第十七号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十六条第一項の規定に基づき、二級河川津谷川水系河川整備基本方針を定めたので、同条第五項の規定により、宮城県庁（土木部河川課）及び宮城県気仙沼土木事務所においてこれを公表する。

平成二十八年一月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第十八号

次の宅地建物取引業者については、その事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十七条第一項の規定により告示する。

なお、この告示の日から三十日を経過しても申出がないときは、宅地建物取引業者の免許を取り消すことがある。

平成二十八年一月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 宅地建物取引業者の商号又は名称
有限会社互洋住宅産業
- 二 代表者の氏名
小野 喜信
- 三 事務所の所在地
巨理郡巨理町長瀨字八幡前三十九
- 四 免許年月日及び免許証番号
平成二十五年十一月十五日 宮城県知事(十)第二千四百二十号

公 告

○自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第百十四条、第百十七条第一項及び第百十八条の規定により、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生として採用する隊員の募集期間、試験期日、試験場の位置及び名称その他必要な事項を次のとおり定める。

平成二十八年一月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 募集種目

自衛官候補生（男子）

- 二 募集期間
平成二十八年一月二十九日(金)まで
- 三 試験期日
平成二十八年二月七日(日)から同月十一日(木・祝)までのいずれか一日
- 四 試験種目
筆記試験(国語、数学、社会及び作文)、口述試験、適性検査及び身体検査
- 五 試験場の位置及び名称
受験案内により通知する。

収用委員会

○宮城県収用委員会告示第十六号

南貞山運河下増田事件について、土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第四十六条第二項の規定に基づき通知すべき次の書類は、当収用委員会事務局において保管してあるので、出頭の上その交付を受けて下さい。

平成二十八年一月十二日

宮城県収用委員会

一 通知すべき書類

平成二十七年十一月十二日付け宮収第四十三号 審理の開始についての通知書

二 通知を受けるべき者

氏名及び住所不明 ただし、登記名義人 亡伊藤俊輔(登記簿上の氏名 伊藤俊甫)の相続人

森 正義 163 LOWER KALAKLAN, OLONGAPO CITY, ZAMBALES, PHILIPPINES

鈴木 美智男 住所・常居所不明 ただし、住民票上の住所「宮城県名取市下増田字屋敷七三番

地の四」

○宮城県収用委員会告示第十七号

宮城県起業の一級河川名取川水系南貞山運河改修工事に係る土地収用事件(南貞山運河下増田事件)について、土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第四十六条第一項の規定により、次のとおり審理を開始する。

平成二十八年一月十二日

宮城県収用委員会

一日時 平成二十八年二月八日(月)午後二時から

二 場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎 九階 第一会議室

三 審理事項 右事件に関する起業者及び土地所有者に対する審問等

正 誤

○宮城県公報第二七二二号(平成二十八年一月五日付け)中

ページ	段	行	正	誤
一	下	後ろか ら三	仙台市宮城野区榴岡二丁目二番十号	仙台市宮城野区榴ヶ岡二丁目二番十号